

# 令和3年度商店街経営実態調査業務委託仕様書

本仕様書は、埼玉県が実施する令和3年度商店街経営実態調査業務委託についての基本的な仕様を定めたものである。

なお、本調査のうち消費者調査業務委託にかかる仕様は、この仕様書のほか、別途定める仕様書の内容を併せたものによる。

## 1 調査目的

キャッシュレス化の拡大や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、商店街を取り巻く商環境が大きく変化する中、県内商店街が直面している現状や問題点を把握するため、商店街に関する経営実態調査を行うとともに、消費行動や商店街に対する認識などについて県民を対象とする消費者調査を実施する。

これらの結果を併せて県内商店街の今後の展望を探り、本県の商店街振興施策を推進するための基礎資料を作成する。

## 2 調査対象

### (1) 商店街調査

ア アンケート調査・分析	県内813商店街のうち単体組織770程度
イ 訪問（面談）調査・分析	県内 50商店街
ウ 個別商店訪問（面談）調査	50店舗
エ 来街者面談調査	150人

### (2) 消費者調査

アンケート調査・分析	県内在住の満18歳以上の方3,000人
------------	---------------------

## 3 業務内容

### (1) 調査実施準備

- ① 受託者は、契約締結後、速やかに実施計画書（日程表を含む）を提出するとともに、本調査の企画設計に着手すること。また、本件調査を行う必要な能力と経験を有する調査責任者を選任し、県の承認を得ること。
- ② 企画設計において、調査票の作成は次により行うこと。
  - ア 受託者は、埼玉県が作成した調査項目について、両者合同で協議・検討のうえ、設問原案を作成する。その際、受託者は調査についての専門的観点から助言・提案を行うものとする。
  - イ 受託者は埼玉県の指示により、適宜、設問原案を修正のうえ設問作成を行う。調査票の作成に当たり、その形式は、埼玉県と受託者が協議のうえ決定する。

### (2) 調査方法

#### 【商店街調査】

- ① 文献調査  
埼玉県の商業及びその環境について、既存の各種調査報告書等を基に調査を行う。
- ② アンケート調査（郵送調査）  
県内の全商店街の代表者にアンケート票を配布・回収する。アンケート票の回収率は、60%以上となるよう努めるものとする。
- ③ 商店街訪問（面談）調査  
回収したアンケート調査票等の内容を参考に、50商店街程度を選定して、訪問（面談）調査を行う。

- ④ 個別商店訪問（面談）調査  
訪問調査した商店街で個別商店面談調査を行う。
- ⑤ 来街者面談調査  
訪問調査した商店街で来街者面談調査を行う。

**【消費者調査】**

アンケート調査（郵送調査）

住民基本台帳に基づく層化二段階無作為抽出法により抽出した県内在住の満18歳以上の方3,000人に対してアンケート票を配布・回収する。アンケート票の回収率は、50%以上となるよう努めるものとする。

**（3）調査内容**

**【商店街調査】**

- ① 文献調査  
本県の商業の状況や環境、近年における変化について、既存資料を基に調査する。
- ② アンケート調査（郵送調査）  
基礎的項目と商店街施策評価項目に分けて、県内全商店街の調査を行い、その現状と課題、活性化のための施策等を検討する。
- ③ 商店街訪問（面談）調査  
多様な類型の県内商店街の状況について調査し、報告を行うことで他の商店街の活性化の方向を示す。
- ④ 個別商店訪問（面談）調査  
商店街活動に対する考え、後継者問題、行政への要望等をヒアリングし、個別商店の考えを明らかにする。
- ⑤ 来街者面談調査  
訪問調査した商店街で来街理由等について来街者にヒアリングを行い、消費者から支持される商店街を明らかにする。

**【消費者調査】**

アンケート調査（郵送調査）

消費者の買い物行動や商店街に対する認識などに関する調査を行い、商店街調査の結果を踏まえて、それぞれの認識の相違を把握し、商店街活性化のための施策等を検討する。

**（4）調査項目**

**【商店街調査】**

**ア 文献調査**

以下の項目について、経年変化も含めて調査すること。

- ① 埼玉県の商業
  - a 全国に占める埼玉県の地位
  - b 商店数、年間商品販売額、売場面積
  - c 商店街数、法人化率
  - d 大型店の進出状況
- ② 環境
  - a 人口の動き、人口減少市町村、年齢構成とその変化、少子高齢化社会の進展等
  - b 県内のまちづくりの状況
  - c 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

## イ アンケート調査項目

(基礎的項目)

- ① 商店街の概況
  - a 商店街の名称、愛称、最寄り駅、所在地
  - b 代表者の役職、氏名、年齢、職業、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス
  - c 事務局の設置状況、事務所の有無
  - d 役員数、年齢構成、平均在職年数、役員会の開催回数
  - e 商店街の立地環境
  - f 商業集積のタイプ
  - g 商店街の組織形態
  - h 商店街区の設立時期
  - i 商店街の形状
  - j 商店街区の商圈
  - k 一店舗当たりの年会費（電気代を除く）・年会費の設定方法  
会費以外の自主財源
  - l 年間収入額・年間支出額
  - m 業種構成
  - n 大型店・チェーン店等に対する商店街(会)加入促進
  - o 商店街環境整備（街路灯、アーケード、共同駐車場等）
  - p 商店街共同事業
  - q 最近3年間のイベントの有無
  - r 客層、年齢層、コロナ禍以前と比較した来街者数の変化
  - s 固定客の割合
  - t 商店街の強み・弱み
  - u 来街者の交通手段

(商店街施策評価項目)

- ② 商店街の景況
  - a 最近の景況感について
  - b そのように感じる理由
  - c 繁栄、衰退している理由
  - d 今後の景況感について
- ③ 大型店の影響
  - a 商圈内の大型店舗数
  - b 最近5年間での商圈内への大型店の進出の有無
  - c 大型店出店の影響
  - d 大型店進出への対策
  - e 最近5年間での商圈内の大型店の撤退の有無
  - f 大型店撤退後の影響
  - g 大型店の撤退への対策
  - h 大型店との協調策
- ④ 商店街の活動と課題
  - a 商店街の活動状況、活発でない理由
  - b 事業計画の有無
  - c 青年部の設置及び活動状況

- d 女性部の設置及び活動状況
- e 活動の担い手の発掘・育成の取組
- f コミュニティ活動の有無
- g 今後のコミュニティ活動
- h 他商店街、大学、その他団体等との連携
- i 他商店街、大学、その他団体等との今後の連携
- j 現在直面している課題
- k 魅力的な商店街となるために必要なもの
- l 期待されていると思う役割
- ⑤ ICTの利活用
  - a 現在取り組んでいる情報化施策（HPの有無、SNS等の活用状況）
  - b 個店のキャッシュレス化の進展
  - c キャッシュレス化の障壁
- ⑥ 後継者問題
  - a 商店経営者の年齢
  - b 後継者のいない商店の割合
  - c 後継者育成に関する対策
- ⑦ 空き店舗問題について
  - a 過去3年間の店舗数の変動及びその内容
  - b 空き店舗数・割合及び従前の業種
  - c 空き店舗となった原因
  - d 空き店舗の状態が続いている原因
  - e 空き店舗に対する商店街の対策
  - f 空き店舗の今後の理想
  - g 空き店舗の今後の予測
  - h 空き店舗解消に向けた方策
- ⑧ 訪日外国人対策（インバウンド対策）
  - a インバウンド対策の取組の有無
  - b（「行っている」と回答した者に対し）取組の内容
- ⑨ 自然災害対策
  - 自然災害への対策
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症への対応
  - a 新型コロナウイルス感染症拡大の影響
  - b 感染症対策や売上回復の取組状況
- ⑪ 商店街の今後の取組
  - a 商店街活性化に必要なもの
  - b 今後の商店街活動
  - c SDGsに関する取組
- ⑫ 市町村、県、商工会議所・商工会に対する要望
  - a 商店街事業実施に当たっての相談先
  - b 補助金の利用状況
  - c 商店街に対し、県や市町村、商工団体が行うべき支援

## ウ 商店街訪問（面談）調査項目

- ① 当該商店街の概要
- ② 商店街活性化のために取り組んでいる事業（事業内容、実施の経緯、効果等）
- ③ 商店街の課題及び商店街の活性化に向けたビジョン

- ④ 後継者問題等、今後の商店街を担う若手の育成に関する取組について
- ⑤ 商店街活性化に向けた取組に当たって工夫している点
- ⑥ 空き店舗に対する対応
- ⑦ 商店街を活性化していくために商工団体、行政が注力すべき点
- ⑧ 商店街としてのキャッシュレス決済への取組
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対応（対策）
- ⑩ S D G s の達成に向けた商店街活動

#### エ 個別商店街訪問（面談）調査項目

- ① 個店の属性
- ② 個店の後継者問題に対する対応
- ③ 個店の I C T の利活用状況について
- ④ 個店のキャッシュレス対応について
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対応（対策）
- ⑥ 個店の経営から見た商店街活動に対する考え
- ⑦ 商店街を今後どうしたいと考えるか
- ⑧ 商店街を活性化していくための商工団体・行政の役割、要望
- ⑨ 自店の5年後、10年後はどうなっているか
- ⑩ 大型店・チェーン店と比べての強み・弱み

#### オ 来街者面談調査項目

- ① 対象者の属性（性別、年代、職業、利用頻度、交通手段、来街目的）
- ② この商店街の現状についてどのように感じるか
- ③ 商店街の感染症対策の状況について
- ④ この商店街で商店街共同事業を実施していることを知っているか
- ⑤ 商店街で実施している事業やイベントに魅力を感じるか
- ⑥ 魅力的な商店街にするためにはどうすればよいか
- ⑦ 商店街に期待する役割は何か
- ⑧ この商店街は生活にとって欠かせない存在か
- ⑨ お気に入りの個店はあるか（具体的にはどのような業種か）
- ⑩ どのような個店がほしいか。
- ⑪ 商店街の活性化に向けて行政が果たすべき役割

#### 【消費者調査】

##### アンケート調査項目

- ① 回答者の属性（居住市町村、居住年数、年齢、性別、職業、同居者）
- ② 買い物先ごとの利用頻度、交通手段
- ③ 買い物先を選ぶ際に参考とするもの
- ④ 地元商店街（店舗）の認識
- ⑤ 商店街の利用状況（利用する理由、しない理由）
- ⑥ 商店街に期待する役割
- ⑦ インターネットショッピングの利用状況・頻度  
（購入品目、理由、利用時に重視すること、利用しない理由）
- ⑧ キャッシュレス決済の利用状況（利用しない理由）
- ⑨ コロナ禍の買い物行動・意識の変化
  - a 飲食店のテイクアウト・デリバリーの利用状況
  - b 買い物先、買い物の頻度の変化
- ⑩ 商店街イベントへの参加・利用状況

#### (5) 集計及び分析

アンケート調査票の回収（必要に応じて督促）や面談調査のヒアリング内容を踏まえ、集計、分析を行い、課題を導き出す。なお、適宜、県の指示にしたがい、クロス集計及び分析を行う。

#### (6) 考察

調査結果により導かれた課題を踏まえ、行政、商工団体及び商店街等の取組につながるよう、多面的な観点から分析、考察を行う。

#### (7) 報告書の作成

調査結果報告書及び概要版を作成する。

地域商業に知見のない者でも、親しみやすく、活用できる工夫を施したものとする（オリジナル業務項目）。

また、その全文を県ホームページに掲載するための各種データ作成を行う。

※ 調査実施から報告書の作成に至る過程においては、県と十分な協議を行うものとする。

### 4 調査における中間報告

作業手順としては、商店街調査及び消費者調査の各アンケート調査（郵送調査）を最優先で実施し、その速報結果を中間報告として令和3年9月30日（木）までに県に提出する。

### 5 成果品及び成果品の納期

#### 【成果品】

- (1) 商店街アンケート調査票（回収分）、商店街訪問調査票、個別商店訪問調査票、来街者面談調査票 一式
- (2) 調査報告書 A4判 300部 概要調査報告書 A4判 300部
- (3) 調査報告書ホームページ掲載用データ（CD-ROMによる電子情報）一式
- (4) 商店街調査データ、消費者調査データ 一式  
（調査報告書作成過程で入力・作成等した各種データの集計表等の印刷物及びCD-ROMによる電子情報）
- (5) その他関係資料 一式

#### 【納期】

上記【成果品】（1）のうち商店街アンケート調査票（回収分）、及び同（4）のうち商店街アンケート調査と消費者アンケート調査の回答内容の集計表（印刷物及びCD-ROMによる電子情報）については、中間報告として令和3年9月30日（木）までに提出する。それ以外の成果品は、令和4年1月21日（金）までに提出する。

### 6 委託期間

契約日から令和4年1月21日（金）まで

### 7 調査に関するデータ及び成果の帰属等

本委託業務において知り得たデータ及び成果は、埼玉県に帰属する。また、知り得たデータ及び成果を埼玉県の許可なく使用し、又は第三者に提供してはならない。

## 8 委託業務実施に当たっての留意事項

詳細は委託契約書に定めるものとする。

- (1) 本県職員と綿密な打合せを随時行う体制を整備するものとする。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本事業により発生した収入があり、得られた収入から委託金額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

# 令和3年度商店街経営実態調査（うち消費者調査） 業務委託仕様書

本仕様書は、埼玉県が実施する令和3年度商店街経営実態調査における消費者調査業務委託についての基本的な仕様を定めたものであり、以下、埼玉県を甲とし、受託者を乙としてその内容を記載する。

本仕様に伴う委託契約は、当該調査の企画設計・設問作成、調査地点及び標本の抽出、調査実施（調査票の印刷・発送・回収等）、集計・分析、報告書の作成、集計データ等のCD-ROM作成、成果品一式の提出等の委託であり、成果品等の提出後の利用に係る一切の権利は甲に所属する。

また、乙は委託業務の完了報告後、本業務の実施に際して得られたデータ等のすべてを破棄・処分しなければならない。

なお、消費者調査業務委託に関し、この仕様書に定めのない事項については、令和3年度商店街経営実態調査業務委託仕様書によるものとする。

## 第1 件名

令和3年度商店街経営実態調査（うち消費者調査）業務委託

## 第2 調査目的

令和3年度商店街経営実態調査の実施に当たり、県民の買い物に係る行動や、商店街の利用動向及び商店街に対する認識などを把握し、今後の商店街振興施策を推進するための基礎資料とする。

## 第3 調査内容

県民の消費行動及び商店街に対する認識などについて

## 第4 調査概要

### 1 調査対象

埼玉県内に住む満18歳以上の個人

### 2 標本数

3,000

### 3 標本抽出法

住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法

### 4 調査方法

郵送配布・郵送回収によるアンケート調査



- 5 報告書等成果品の提出の履行期限  
中間報告：令和3年9月30日（木）  
最終期限：令和4年1月21日（金）

## 第5 委託業務内容

### 1 企画設計・設問作成

委託契約締結後、乙は、本調査にかかる実施計画書（日程表を含む）を甲に提出するとともに、速やかに本調査の企画設計に着手する。その際には、次の要領により設問内容等を検討し、調査票を作成するものとする。調査票とは、本調査の実施に際し、設問及び属性等について調査対象者に配布する印刷物をいう。

- (1) 乙は、甲が作成した設問原案について、甲乙合同で協議・検討を行う。その際、乙は調査についての専門的観点から助言・提案を行うものとする。乙は甲の指示により、適宜、企画案の修正・設問作成を行い調査票を作成する。
- (2) 調査票の形式は、甲乙が協議して作成することとする。
- (3) 質問数は、おおむね35問程度（フェイスシート6問、付問等25程度）とする。
- (4) 乙は、調査票の印刷開始前に、その原稿を甲に提出し、承認を得るものとする。

### 2 標本抽出

- (1) 母集団  
埼玉県内に住む満18歳以上の個人
- (2) 標本数  
3,000
- (3) 標本抽出法  
住民基本台帳に基づく層化二段階無作為抽出法
- (4) 調査地点数  
165地点
- (5) 一地点あたりの対象者数  
18人程度
- (6) 層化  
ア 県内を次の3ゾーン10地域に区分する。  
イ 各地域においては、さらに自治体の規模により、人口10万人以上の市、人口10万人未満の市、町村部に分類し、層化する。

地域区分		該当市町村名
県南 ゾーン	南部	川口市、蕨市、戸田市
	南西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
	東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
	さいたま	さいたま市
圏央道 ゾーン	県央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
	川越比企	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
	西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
	利根	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
県北 ゾーン	北部	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
	秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

(7) 標本数の配分

各地域・自治体規模別の層における満18歳以上の人口（埼玉県統計協会発行「埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告」に基づく令和3年1月1日現在の推定数）により、3,000標本を比例配分する。

(8) 調査地点の抽出

ア 令和2年国勢調査時に設定された調査区を第一次抽出単位とする調査地点として使用する。

イ 調査地点（国勢調査区）の抽出数については、1調査地点当たりの標本数が18程度になるように、各層に割り当てられた標本数から算出する。調査地点抽出は、「層における調査区数の合計」を「層で算出された調査地点数」で除した値を抽出間隔とし、等間隔抽出により抽出する。

ウ 抽出作業は、当該地域の令和2年国勢調査時に設定された調査区番号順にイで算出された抽出間隔で行うが、層における筆頭調査区から任意に算出された数を持って数えた調査区を第一番目の調査区として抽出する。

エ 乙は、調査地点が決定した場合は、速やかに地点一覧表を、印刷物及び電子データ（CD-ROM）により甲に提出する。

(9) 調査対象者の抽出

- ア 調査対象者は、調査抽出地点の該当する住民基本台帳の令和3年6月1日現在、18歳以上の方のみを対象とする。
- イ 甲は、調査対象者の抽出に当たり、提出された調査地点一覧表に基づき該当する市町村宛てに住民基本台帳の抽出協力を依頼する。原則として、依頼は文書をもって行う。
- ウ 乙は、当該市町村から甲の住民基本台帳閲覧についての依頼文の写しの提示を求められたときは、甲に対して同写しの交付を求め、市町村の担当者に提示することができる。
- エ 住民基本台帳の該当する番地・番号の頁の筆頭者から任意に算出された数をもって数えた調査対象者を第一番目の該当者として抽出する。
- オ 以後、等間隔抽出を行い、1地点で18程度の標本を抽出する。
- カ 同一世帯からは二人以上を抽出してはならないが、結果として、抽出者全員が同一集合住宅等から抽出されたとしても差し支えないものとする。
- キ 基本的には、抽出作業において一切の作為を排除することとし、抽出作業に疑義が生じた場合には、速やかに埼玉県を担当者と協議する。
- ク 乙は、調査対象者の氏名、住所等を住民基本台帳から転記する際、誤りがないよう必要な教育訓練を受けた者に従事させること。
- ケ 乙は、調査対象者の氏名、住所等を住民基本台帳から正確に転記するための確認手順をまとめた書類を事前に甲に提出し、甲の承認を得ること。
- コ 乙は、調査対象者の氏名、住所等を住民基本台帳から転記する際、少なくとも2回（転記直後及び住民基本台帳を市町村に返却する前など）転記内容に誤りがないか確認すること。
- サ 乙は、調査対象者の氏名、住所等が住民基本台帳と異なっていた場合、ただちに甲に報告するとともに、その原因を究明し、再発防止措置案を甲に提出すること。
- シ 乙は、調査対象抽出後、速やかに男女別・年齢別の3,000標本の内訳及びその構成比を記載した文書を作成し、甲に提出する。
- ス 3,000標本の構成が、明らかに母集団の構成内容と異なり、サンプリングに歪みがあると認められ、その程度が本調査の調査精度上許容できないものと考えられる場合は、甲は乙に対して再度の抽出作業を命ずることができる。
- セ 住民基本台帳の閲覧手数料が必要な場合は、乙の負担とする。
- ソ 前項の調査地点の抽出及びこの項の調査対象者の抽出の基準にかかわらず、前項及びこの項に定める抽出方法と同等以上の精度の抽出方法を採用する場合は、甲、乙協議の上、これを定める。

### 3 調査実施

- (1) 調査に必要な調査票等は下記の仕様で印刷・調達するものとする。
  - ア 発送用封筒  
角2型封筒（ミシン目などにより簡易開封ができるもの）：3,000部
  - イ 調査依頼文  
A4版1枚片面1色刷り：3,000部
  - ウ 調査票（中綴じ）  
A4版両面（10枚、20ページ程度）1色刷り：3,000部
  - エ 返送用封筒  
長3型封筒（閉じ口がのりつけテープ処理されているなど簡易に封入ができるもの）：3,000部
  - オ 筆記用ボールペン（謝礼）  
低粘度油性ボールペン（黒色、名入れのし袋入）：3,000本
  - カ お礼状（はがき）  
はがき版：3,000部

#### (2) 調査の実施

- ア 乙は、上記アにイ～オを封入・封緘の上、郵送配布、郵送回収による調査を実施する。
- イ 調査票の配布・回収に要する経費は乙が負担する。また、調査票の返送先は乙とする。
- ウ 乙は、有効回収率が50%以上となるよう努めるものとする。

#### (3) お礼状の送付

- ア 乙は、調査の円滑な実施を図るために調査対象者に対し、調査への協力に対するお礼状（はがき）を調査回答期限に合わせて、速やかに全調査対象者に郵送するものとする。
- イ 乙は、お礼状の印刷開始前に、その原稿を甲に提出し、承認を得るものとする。
- ウ お礼状の作成・送付に要する費用は、乙の負担とする。

### 4 集計・分析

- (1) 乙は、単純集計、すべての属性別クロス集計及びMA同士以外の全ての設問間のクロス集計を行い、グラフ・集計表を作成する。
- (2) 集計結果について、統計解析など専門的知見に戻ついた分析を行うこと。
- (3) 集計は、実数及び比率により行うものとする。
- (4) 甲が必要と認める場合は、乙は多変量解析による分析を行うものとし、乙はこの解析結果の解釈等について、専門的な立場から、甲に対して助言を行うものとする。

## 5 報告内容（報告書）の作成

- (1) 甲乙は、4により作成された集計表について協議・検討の上、報告書作成に際し使用する内容を決定する。
- (2) 乙は、(1)の決定内容を基に、最終的に商店街経営実態調査報告書に組み込む報告内容をまとめる。

## 6 成果品等の提出及び期限

提出を要する成果品及び提出期限は、令和3年度商店街経営実態調査業務委託仕様書によるものとする。

## 7 調査データ等の機密保持

- (1) 乙は、本調査（消費者調査）の受託した内容がすべて完了した時点をもって、遅滞なく全てのデータ、調査票をはじめとする調査書類等を破棄・溶解処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。
- (2) 乙は、(1)の記録等の破棄・溶解処分を行うに当たっては、責任者の立会いのもとに細心の注意をもって実施するとともに、終了後、遅滞なく溶解したことを証する書類により甲に報告するものとする。